

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 循環型社会推進課

法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	法令番号	平成 1 4 年法律第 8 7 号				
手続名	移動報告に係る関連事業者への措置命令	根拠条項	第 9 0 条第 3 項				
処 分 基 準	<p>1 処分の基準</p> <p>(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 9 0 条第 3 項</p> <p>(2) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」（平成 1 7 年 5 月 9 日付け経済産業省製造産業局自動車課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡）</p> <p>※第 9 0 条第 3 項 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
	対応 区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	処理 機関	循環型社会推進課	交付 機関	循環型社会推進課	目次 No.